

2020年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め2枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

A県議会議員Xは、定例議会の一般質問において、A県知事の職務執行をめぐる疑惑について発言した。A県知事は答弁において本件発言に事実誤認があると指摘した。他の出席議員からも、本件発言には不適當な箇所があり、議長において速記録を精査した上で善処すべきであるとの発言があった。定例議会の議事はインターネットを通じてストリーミング中継（同時中継）されており、Xの本件発言、知事及び出席議員の各発言も全て当該中継により公開された。ただし、中継動画を事後に視聴できる措置はとられていない。

議長Bは、本件発言に係る知事及び出席議員の発言を承けて、「議会の会議中、法又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるとき」（地方自治法第129条第1項）にあたるとして、本件発言の一部の取消を命じた。本件取消命令を受けた部分のXの発言は、会議録原本に記載される一方、A県議会規則第123条に基づき、議員に配布され、外部に公開される会議録には掲載されなかった。Xは、本件取消命令の取消訴訟を提起した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

【資料】A県議会規則（抜粋）

第122条 会議録は、印刷して議員及び関係者に配布する。

第123条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び発言の取消し又は訂正の規定により取り消した発言は掲載しない。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

本問は、地方議会の内部事項に対する司法審査の可否という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。